

令和5年3月13日

当機構本部における新型コロナウイルス感染症の感染者発生に係る今後の公表について

これまで、当機構本部内において感染者が確認された場合、ホームページに掲載してまいりましたが、令和5年3月13日以降は、大規模なクラスターの発生や本部の閉鎖等、利用者サービスに大きな影響が伴う場合のみ公表を行います。

【お問い合わせ先】 TEL 043-213-6000（総務部総務課 竹内）